資料7

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断するに際し、特にご意見を頂きたい案件

議論のポイント

湯たんぽ等採暖用の製品を長時間直接肌に接触させていると低温火傷になるという事象は新しいものではなく、また、長時間直接肌に接触させていた場合に低温火傷に至る可能性をなくすことは不可能なことから、消費者において知識として知っておくべき内容として扱う。

趣旨

(1) 重大製品事故報告･公表制度において報告のあった案件の中に、製品設計･構造等の問題ではなく、誤使用･不注意による事故と判断される案件が多く含まれている。

(2) 従来、本委員会において、製品起因か否かの判断に当たって、製品自体に問題がない場合であっても、表示自体に問題があることを持って起因とした例がある。(冷水筒の「熱湯OK」)

(3) 他方、コンセントのホコリによるトラッキング等のケースにおいては、従来から本委員会において、取扱説明書等の記載の有無にかかわらず、その事象自身を使用者の不注意として扱ってきた事例もある。全ての誤使用･不注意の可能性を取扱説明書等に記載させせることを誘導することになると取扱説明書等の量をひたすら増大させ、結果として、消費者の重要な事項に関する理解を妨げることになりかねない。

(4) いかにして製品事故から消費者を守るかの観点から、取扱説明書等の記載について検討することが重要。

(5) 具体的には

- ･コンセントにホコリがためられていたことによるトラッキング
- ･天ぷら調理中にその場を離れたことによる発火事故
- ･石油ストーブを消火せず、灯油を給油していた際の事故
- ･湯たんぽ等採暖用の製品を長時間直接肌に接触させていると低温火傷になる　など

消費者自身が自ら及び家族の身体と財産の安全を守るために是非とも知っておくべき事項については、従前同様取扱説明書等に記載があるかで、製品起因であるかを判断するのではなく、むしろ消費者において当然知識として持っていて欲しい事象として整理し、消費者庁設立後進むであろう消費者教育に、その内容を反映するよう努力することとしたい。

(6) なお、事業者に対しては、製品起因か否かの判断とは別に、取扱説明書等において、製品の取扱に当たっての注意事項について、出来るだけわかりやすく記載することを指導していく。

☆　冬のシーズンを前に、NITEがメディアやチラシ等を活用し、低温火傷に関する注意喚起を行う。

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品に起因する事故でないと判断して良いか審議が必要な理由
1	A200800034	平成20年1月19日	平成20年4月9日	湯たんぽ（金属製）	重傷1名	就寝中に当該製品を使用して、低温火傷を負った。	兵庫県		調査の結果、当該製品を付属のカバーに入れた状態で上に足を置いて就寝したことから、当該製品に長時間、接触していたためと判断した。
2	A200801218	平成20年12月8日	平成21年2月6日	湯たんぽ（樹脂製）	重傷1名	当該製品を使用したところ、低温火傷を負った。	京都府		調査の結果、当該製品に問題は無く、当該製品に長時間、接触していたためと判断した。
3	A200801262	平成20年11月22日	平成21年2月19日	湯たんぽ（樹脂製）	重傷1名	当該製品を使用していたところ、低温火傷を負った。	静岡県		調査の結果、当該製品に問題は無く、当該製品に長時間、接触していたためと判断した。

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品に起因する事故でないと判断して良いか審議が必要な理由
4	A200801290	平成21年1月7日	平成21年2月26日	湯たんぽ（樹脂製）	重傷1名	当該製品にカバーを付けて使用していたところ、ふくらはぎに低温火傷を負った。	熊本県		調査の結果、当該製品に問題は無く、当該製品に長時間、接触していたためと判断した。
5	A200801318	平成21年1月10日	平成21年3月5日	湯たんぽ用カバー	重傷1名	当該製品に湯たんぽを入れて使用していたところ、当該製品の金具部で足の指に火傷を負った。	埼玉県		調査の結果、当該製品に問題は無く、湯たんぽを入れた当該製品のファスナー部分に足の指が長時間、接触していたためと判断した。
6	A200801336	平成20年12月	平成21年3月9日	湯たんぽ用カバー	重傷1名	当該製品に湯たんぽを入れて使用していたところ、当該製品の金具部で低温火傷を負った。	兵庫県		調査の結果、当該製品に問題は無く、湯たんぽを入れた当該製品に足をのせたため、着用していたトレーニングパンツのファスナーの金属部分が熱を持ち、長時間、足に接触していたためと判断した。
7	A200801360	平成21年1月15日	平成21年3月17日	湯たんぽ（樹脂製）	重傷1名	就寝の際に当該製品を使用していたところ、身体に低温火傷を負った。	兵庫県		調査の結果、当該製品に問題は無く、当該製品に長時間、接触していたためと判断した。
8	A200801384	平成21年3月3日	平成21年3月24日	湯たんぽ（樹脂製）	重傷1名	当該製品を使用していたところ、足が低温火傷を負い、水ぶくれになり皮が剥がれた。	東京都		調査の結果、当該製品に問題は無く、当該製品に長時間、接触していたためと判断した。
9	A200900016	平成21年1月	平成21年4月3日	湯たんぽ（樹脂製）	重傷1名	当該製品を使用したところ、低温火傷を負った。	愛知県		調査の結果、当該製品に問題は無く、当該製品に長時間、接触していたためと判断した。
10	A200900022	平成21年2月7日	平成21年4月8日	湯たんぽ用カバー	重傷1名	湯たんぽを使用中に当該製品の金具部で低温火傷を負った。	兵庫県		調査の結果、当該製品に問題は無く、湯たんぽを入れた当該製品のファスナー部分に足が長時間、接触していたためと判断した。